

不利益処分 / 処分基準 個票 (美郷町)

< 個票情報 >

所 管 部 署	住民生活課
適用日 (掲載日)	平成 27 年 6 月 11 日

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	使用許可の取消し
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	美郷町墓地条例第 10 条第 1 項

< 処分基準 / 聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	美郷町墓地条例第 10 条第 1 項
処 分 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>○美郷町墓地条例 (使用許可の取消し)</p> <p>第 10 条 次の各号のいずれかに該当する場合は、町長は使用許可を取り消すことができる。</p> <p>(1) 使用許可を受けた目的以外に基地を使用したとき。</p> <p>(2) 墓地の使用権利を譲渡したとき。</p> <p>(3) 使用者が死亡し、その祭しを行う相続人若しくは親族又は縁故者等がないとき。</p> <p>(4) 偽り、その他不正の手段により使用許可を得たとき。</p> <p>(5) その他この条例又はこれに基づく規則に違反したとき。</p> <p>2、3 略</p>
参 考 資 料	
聴聞・弁明手続	聴聞
備 考	
設 定 日	平成 27 年 10 月 31 日

不利益処分 / 処分基準 個票 (美郷町)

< 個票情報 >

所 管 部 署	住民生活課
適用日 (掲載日)	平成 27 年 6 月 11 日

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	手数料の徴収
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	美郷町墓地条例第 13 条

< 処分基準 / 聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	美郷町墓地条例第 13 条
処 分 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>○美郷町墓地条例 (名義変更及び再交付の手数料)</p> <p>第 13 条 次に該当する場合は、手数料を納入しなければならない。</p> <p>(1) 第 8 条の規定により名義変更するとき 1 件につき 200 円</p> <p>(2) 許可証を亡失又は汚損し再交付を受けるとき 1 件につき 200 円</p>
参 考 資 料	
聴聞・弁明手続	適用除外
備 考	
設 定 日	平成 27 年 10 月 31 日

不利益処分 / 処分基準 個票 (美郷町)

< 個票情報 >

所 管 部 署	住民生活課
適用日 (掲載日)	平成 27 年 6 月 11 日

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	使用料の徴収
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	美郷町墓地条例第 14 条第 1 項

< 処分基準 / 聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	美郷町墓地条例第 14 条、別表
処 分 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>○美郷町墓地条例 (使用料)</p> <p>第 14 条 墓地の利用者は、使用許可と同時に永代使用料 (以下「使用料」という。) を納付しなければならない。</p> <p>2 使用料の額は、別表のとおりとする。</p> <p>3 第 9 条及び第 10 条の場合において既納の使用料は、還付しない。</p> <p>別表 略</p>
参 考 資 料	
聴聞・弁明手続	適用除外
備 考	
設 定 日	平成 27 年 10 月 31 日